



(本編)

# 那賀町SS過疎地対策計画 変更資料

## ➤ 鷺敷地区における燃料供給拠点の整備方針

令和8年9月15日

徳島県那賀町

### < 本資料の位置付け >

本資料は、令和2年2月に策定した「那賀町SS過疎地対策計画」の一部を変更するものである。  
本資料及び別紙1に記載のない事項については、従前の計画を継承する。  
変更内容の詳細は、別紙1「当初計画の変更箇所及び変更後の計画」、再アンケートの詳細は、  
別紙2「鷺敷地区への新設SSに関する再アンケート結果」のとおりである。  
本変更は、令和8年9月15日付けで決定した。

## < 計画変更の趣旨 >

那賀町では、将来にわたり地域の燃料供給体制を維持するため、令和2年2月に「那賀町SS過疎地対策計画」を策定した。

当初計画では、町内5地区を単位として一定の燃料供給体制を維持・確保することを基本方針とし、SSが存在しない驚敷地区に、地上タンク式によるローコスト型SSを公設民営方式により整備することとしていた。

計画策定後、整備予定地の確定及び施設計画の具体化を進めるとともに、協議会での検討、住民への再アンケート並びに燃料供給施設の整備・運営に知見を有する関係者へのヒアリングを行った。

その結果、整備予定地の条件、安全性、土地の有効活用、整備費、住民ニーズ及び災害時の供給機能等を総合的に踏まえ、当初計画の基本方針を継承しつつ、次の事項を変更する。

1. タンク方式を地上タンク式から地下タンク式へ変更する。
2. 取扱油種に灯油を追加する。
3. 灯油配達サービスを地域の需要に応じて行う方向で検討する。
4. 油種別容量の取扱いを変更し、設備仕様等の決定方法を明確化する。
5. 地上タンク式・2油種を前提とした施設計画及び将来像を変更する。
6. アクションプランを現在の進捗及び今後の工程に更新する。

## &lt; 当初計画の概要 &gt;

| 項目       | 当初計画の内容                 |
|----------|-------------------------|
| 基本方針     | 町内5地区単位で一定の燃料供給体制を維持・確保 |
| 整備地区     | 鷺敷地区                    |
| タンク方式    | 地上タンク式                  |
| 取扱油種     | レギュラーガソリン、軽油            |
| 油種別容量    | レギュラーガソリン12kL、軽油6kLを仮定  |
| 施設計画・将来像 | 地上タンク式・2油種を前提           |
| 整備・運営方式  | 公設民営方式                  |
| アクションプラン | 当初計画策定時点の工程             |

## ➤ 継承する基本方針

- ・ 町内5地区単位で一定の燃料供給体制を維持・確保する。
- ・ SSが存在しない鷺敷地区に、新たな燃料供給拠点を整備する。
- ・ 地域住民の利便性及び生活燃料の安定供給を確保する。
- ・ 災害時の燃料供給体制を確保する。
- ・ 町が施設を整備し、民間事業者が運営する公設民営方式を基本とする。

## &lt; 計画変更に至る経緯 &gt;

| 時期        | 内容                                        |
|-----------|-------------------------------------------|
| 令和元年12月   | 那賀町SS過疎地対策協議会設立                           |
| 令和2年2月    | 「那賀町SS過疎地対策計画」を策定                         |
| 令和3年3月    | 過疎地の給油取扱所における地上タンク設置等の運用が示される             |
| 令和4年度以降   | 用地購入費、地質調査費、設計、造成工事等を段階的に実施               |
| 令和6年3月～4月 | 運営事業者の募集・選定                               |
| 令和6年6月    | 建設工事費等の予算案が町議会で否決                         |
| 令和6年11月   | 従前の那賀町SS過疎地対策協議会を解散                       |
| 令和7年2月    | 構成員を拡充し、新たな那賀町SS過疎地対策協議会を設立               |
| 令和7年度     | 関係者へのヒアリング、新設SS経営診断調査、整備方針の再検討及び再アンケートの実施 |
| 令和8年6月    | 建設工事設計委託料を再度予算化                           |
| 令和8年9月11日 | 那賀町SS過疎地対策計画変更案が協議会で承認                    |
| 令和8年9月15日 | 那賀町SS過疎地対策計画の変更を決定                        |

## ➤ 主な再検討事項

- ・ 鷺敷地区における新設SSの必要性及び利用意向
- ・ タンク方式、敷地利用及び車両動線
- ・ 施設の安全性及び利便性
- ・ 地域需要に適した取扱油種
- ・ 災害時に必要となる燃料供給機能
- ・ 持続可能な施設整備及び運営



### <再アンケートで確認された住民ニーズ>

当初計画策定時は、町全体の燃料需要及び各地区の課題を把握するため、町内全世帯を対象にアンケートを実施した。

今回は、鷺敷地区の新設SSについて、必要性、利用意向及び期待するサービスを改めて確認するため、主な利用者になると見込まれる鷺敷・相生地区を対象とした。

#### ➤ 実施概要

| 項目     | 内容                                  |
|--------|-------------------------------------|
| 対象     | 鷺敷・相生地区の1,877世帯                     |
| 内訳     | 鷺敷1,059世帯、相生818世帯                   |
| 実施期間   | 令和8年2月5日～3月6日（3月31日まで延長）            |
| 実施方法   | 広報なか2月号とともに各戸配布、郵送により回収             |
| 回収数    | 585件                                |
| 回収率    | 31.17%                              |
| 主な調査項目 | 新設の必要性、利用意向、燃料購入状況、期待するサービス、災害時の不安等 |

## ➤ 主な結果

| 確認事項                 | 主な結果       |
|----------------------|------------|
| 新設を支持                | 485件・82.9% |
| 鷺敷地区における支持           | 304件・91.8% |
| 新設SSの利用意向            | 約7割        |
| 鷺敷地区で阿南市内から自動車用燃料を購入 | 68.9%      |
| 灯油配達サービスを期待          | 173件・29.6% |
| 災害時の燃料入手に不安          | 約9割        |

## ➤ 計画への反映

- ・ 鷺敷地区における新設SSの整備方針を継続する。
- ・ 取扱油種に灯油を追加する。
- ・ 灯油配達サービスを地域の需要に応じて行う方向で検討する。
- ・ 災害時に必要となる燃料供給機能を施設計画に反映する。

※灯油配達サービスは複数回答設問における選択件数であり、割合は回答585件に対する比率

※別紙2「鷺敷地区への新設SSに関する再アンケート結果」は、令和8年度第1回協議会で報告したアンケート結果から、個人情報等に配慮して自由記載部分を省略したものである。回収率は端数処理の誤りを訂正している。

## <タンク方式について得られた意見>

当初計画では、計画策定時点における制度、施設構成及び整備費等の検討を踏まえ、地上タンク式を採用する方針としていた。

計画策定後、施設計画の具体化を進める中で、燃料供給施設の整備・運営に知見を有する関係者へのヒアリングを行うとともに、協議会委員等から意見を聴取した。今回の計画変更にあたり、これらの意見を整理し、本資料により報告する。

### ➤ 主な意見

- ・ 地上タンク式にも、基礎、衝突防止設備その他の附帯設備が必要となる。
- ・ 当初計画で想定していたほど、地下タンク式との整備費に大きな差が生じない可能性がある。
- ・ 地上タンク及び防護設備が、限られた敷地における給油スペース及び車両動線に影響する可能性がある。
- ・ 地下タンク式は、地上部分の設備配置の自由度を確保しやすい。
- ・ 地下タンク式により、タンク本体への車両の直接衝突リスクを回避できる。
- ・ 施設の安全性及び必要な機能を確保した上で、実際の運営にも配慮した施設仕様とすることが望ましい。

### ➤ 留意事項

ヒアリングは、設計及び正式な見積りによる確定的な整備費比較ではない。具体的な施設仕様及び事業費は、変更後の計画に沿って、関係機関等との協議、設計及び見積取得を通じて精査する。

## &lt;地下タンク式を採用する理由&gt;

地下タンク式への変更は、整備費のみならず、次の事項を総合的に判断したものである。

| 判断事項  | 変更理由                                          |
|-------|-----------------------------------------------|
| 整備費   | 地上タンク式にも附帯設備が必要であり、当初想定したほど大きな費用差が生じない可能性がある  |
| 敷地条件  | 地上タンク及び防護設備の設置スペースを必要とせず、敷地を有効に活用できる          |
| 車両動線  | 給油スペース及び安全で円滑な車両動線を確保しやすい                     |
| 安全性   | タンク本体への車両の直接衝突リスクを回避できる                       |
| 地域特性  | 高齢運転者を含む幅広い住民が利用する地域特性に配慮できる                  |
| 3油種対応 | レギュラーガソリン、軽油及び灯油に対応する設備配置を検討しやすい              |
| 運営面   | 施設の安全性及び必要な機能を確保した上で、運営に配慮した施設仕様を検討できる        |
| その他   | 協議会委員等から、限られた敷地条件を踏まえ、地下タンク式が適切ではないかとの意見があった。 |

## ➤ 変更方針

整備予定地の条件、安全性、土地の有効活用、整備費等を総合的に評価し、地域の実情に即した安全で持続可能な燃料供給拠点とするため、地上タンク式から地下タンク式へ変更する。

## ➤ 留意事項

- 地下タンク式は、将来の廃止時にタンク撤去等の費用を要する。
- 地上タンク式についても、移設、撤去、運搬、再設置等には一定の費用を要する。
- 地下タンク式でも計量機等の地上設備については、防護設備及び適切な車両動線等による安全対策を講じる。
- 具体的な施設仕様及び事業費は、変更後の計画に沿って精査する。



## &lt;灯油を取扱油種に追加する理由&gt;

## ➤ 住民ニーズ

- 灯油配達サービスを期待する回答は、173件・29.6%である。
- 高齢化に伴う灯油の購入・運搬への不安がある。
- 免許返納後も灯油を確保できる体制が求められている。
- 災害時に暖房・給湯用燃料を確保する必要がある。

## ➤ 現在の供給状況

- 驚敷地区には、灯油を販売する事業者が存在する。
- 当該事業者には灯油配達サービスの実施意向を確認したが、現時点では実施の意向は示されていない。
- 当該事業者とは、現在も継続的に意見交換を行っている。

## ➤ 計画への反映

- 取扱油種をレギュラーガソリン及び軽油から、**灯油を加えた3油種に変更**する。
- 灯油は**店頭販売**に加え、地域の需要に応じた**配達サービスを行う方向で検討**する。
- 灯油配達の具体的な運営内容は、計画変更後に選定する運営事業者と協議する。
- 既存の灯油販売事業者等への影響を把握し、必要な協議・調整を継続する。

## &lt;変更方針&gt;

高齢者等の灯油運搬負担の軽減及び災害時の供給確保を図るとともに、地域需要に応じた持続的な施設運営につなげるため、**灯油を取扱油種に追加**する。

## &lt; 計画変更の内容 &gt;

| 項目       | 当初計画                   | 変更後                                |
|----------|------------------------|------------------------------------|
| タンク方式    | 地上タンク式                 | <b>地下タンク式</b>                      |
| 取扱油種     | レギュラーガソリン、軽油           | <b>レギュラーガソリン、軽油、灯油</b>             |
| 取扱油種数    | 2油種                    | <b>3油種</b>                         |
| 灯油の店頭販売  | 記載なし                   | <b>店頭販売を行う</b>                     |
| 灯油配達     | 記載なし                   | <b>地域の需要に応じて行う方向で検討</b>            |
| 油種別容量    | レギュラーガソリン12kL、軽油6kLを仮定 | <b>需要見込み、敷地条件、災害時の供給機能等を踏まえて決定</b> |
| 施設計画     | 地上タンク式・2油種を前提          | <b>地下タンク式・3油種を前提</b>               |
| 将来像      | 地上タンク式・2油種を前提          | <b>地下タンク式・3油種を前提</b>               |
| アクションプラン | 当初計画策定時点の工程            | <b>現在の進捗及び今後の工程に更新</b>             |
| 整備・運営方式  | 公設民営方式を基本              | <b>変更なし</b>                        |

## < 今後の工程 >

| 段階 | 取組内容                              |
|----|-----------------------------------|
| 1  | 協議会における計画変更案の審議・承認（令和8年9月11日完了）   |
| 2  | 町の所定の手続による計画変更の決定（令和8年9月15日完了）    |
| 3  | 国その他の関係機関との必要な協議                  |
| 4  | 補助制度上必要となる手続                      |
| 5  | 運営事業者の募集・選定及び設計委託業務を並行して実施        |
| 6  | 運営事業者からの意見聴取並びに関係機関等との協議を踏まえた施設設計 |
| 7  | 設計及び見積取得による施設仕様・事業費の精査            |
| 8  | 施設整備及び供用準備                        |
| 9  | 供用開始                              |
| 10 | 利用状況及び運営状況の検証                     |

### ➤ アクションプランの考え方

- 施設整備は、変更後の計画及び適用される補助制度の要件に沿って実施する。
- 補助事業の契約及び着手時期等は、適用される補助制度の交付要綱等に従う。
- 関係機関等との協議及び設計を通じて、地下タンクの油種別容量、施設配置、設備仕様等を決定する。
- 各工程の順序及び実施時期は、状況に応じて調整する。

## &lt;協議会の承認及び町の決定&gt;

別紙2「鷺敷地区への新設SSに関する再アンケート結果」等を踏まえて作成した「那賀町SS過疎地対策計画変更資料」及び別紙1「当初計画の変更箇所及び変更後の計画」については、令和8年9月11日に開催した那賀町SS過疎地対策協議会で承認され、令和8年9月15日付けで町として変更を決定した。変更事項は次のとおりである。

1. タンク方式を、**地上タンク式から地下タンク式へ変更**する。
2. 取扱油種を、レギュラーガソリン及び軽油から、**灯油を加えた3油種へ変更**する。
3. 灯油について、**店頭販売**に加え、地域の需要に応じた**配達サービスを行う方向で検討**する。
4. 地下タンクの油種別容量、計量機その他の設備仕様は、需要見込み、敷地条件、災害時の供給機能等を踏まえ、**関係機関等との協議及び設計を通じて決定**する。
5. 地上タンク式・2油種を前提とした施設計画及び将来像を、**地下タンク式・3油種を前提とした内容へ変更**する。
6. 当初計画44ページ「アクションプラン」を、**本編12ページ「変更後のアクションプラン」へ変更**する。
7. 以上の変更を反映した別紙1「当初計画の変更箇所及び変更後の計画」を、変更後の計画内容とする。
8. **本資料及び別紙1に記載のない事項については、従前の計画を継承**する。